

静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

### 静岡県規則第21号

静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年静岡県規則第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(認定委員会)	(認定委員会)
<b>第4条</b> (略)	<b>第4条</b> (略)
2～8 (略)	2～8 (略)
9 委員会の庶務は、 <u>経営管理部行政経営局福利厚生課</u> において処理する。	9 委員会の庶務は、 <u>経営管理部職員厚生課</u> において処理する。
10 (略)	10 (略)
(休業補償を行わない場合)	(休業補償を行わない場合)
<b>第6条の2</b> 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。	<b>第6条の2</b> 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
(1) 懲役、 <u>禁錮</u> 若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合	(1) 懲役、 <u>禁錮</u> 若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合
(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、 <u>同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として</u> 婦	(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合 <u>又は同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合</u>

<p><u>人補導院に収容されている場合</u></p> <p>(審査会)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 審査会の庶務は、<u>経営管理部行政経営局福利厚生課</u>において処理する。</p> <p>9 (略)</p>	<p>(審査会)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 審査会の庶務は、<u>経営管理部職員厚生課</u>において処理する。</p> <p>9 (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。